

2010年9月3日

国際会計基準審議会 御中

全国銀行協会

IASB 公開草案「確定給付制度」に対する意見について

全国銀行協会は、日本国内で活動する銀行および銀行持株会社を会員とする組織であり、日本の銀行界を代表する団体である。

今般、当協会として、貴審議会が検討している「確定給付制度」に対する意見を以下のとおり取りまとめたので、ご高配を賜りたい。

貴審議会の本件の検討に当たり、我々は以下の意見がさらなる作業の助けとなることを期待する。

記

質問5

制度資産に係る利息収益は、年金資産の特性に応じて決定される期待運用収益率にもとづき算定されるべきである。
--

(理由)

① 制度資産と確定給付債務の特性の違い

制度資産は株式、債券等、多種多様な資産から構成されており、その価値は時価により測定される。したがって、制度資産から得られる収益は債券からのクーポンのみならず、受取配当金や資産の時価評価による変動も含まれることから、制度資産に係る利息収入の見積りは、各社ごと、年金資産のポートフォリオを基礎に、将来の運用方針、過去の運用実績、市場の動向等を総合的に判断して行われるべきである。

これに対し、確定給付債務は、数理計算上の一定の仮定にもとづき算定される計算上の債務であり、運用資産の裏付けのある制度資産とは根本的にその性質が異なる。したがって、制度資産から生み出される利息収益と確定給付債務から計算される利息費用とは、その測定に関して何ら関連性を持たない。提案されたアプローチは、財務費用を構成する制度資産に係る利息収益を確定給付債務に係るコスト算定に用いる割引率により計算することと同義

であるが、何ら関連性を有しない制度資産からの利息収益と確定給付債務から生じるコストを同一の率で算定することは実務上の便宜的手法とはいえ、財務諸表が企業の実態を忠実に反映しているとは言えない。制度資産に係る期待収益は、恣意的なものではなく運用資産に裏付けられたものであり、合理的に期待可能な収益を純損益に計上する方が望ましいと考える。

② 制度資産の再測定に係る数理計算上の差異の意義

提案されたアプローチによれば、制度資産に係る（見積りの）利息収益と再測定された収益との差額は、単に制度資産の実際の運用成果が優良社債の利回りをどの程度アウト・パフォーマンスしたかを示すに過ぎず、会計上の意義に乏しい。

③ 期待運用収益の信頼性は開示の充実および会計監査制度の適切な運用により担保されるべき課題である。

予想と実績の大幅な乖離、予想への恣意性の介在を懸念し、実務上の便宜的方法を提案しているものと理解するが、これは本来、会計理論上の問題ではなく、むしろ制度の運用に関する問題であり、会計監査制度の適切な運用により解決が図られるべきであり、会計基準改訂の目的とするのはふさわしくない。

質問 6

包括利益計算書上、その他の包括利益に表示された再測定に係る金額の、財政状態計算書上の取扱いに関しては、国際財務報告基準（IFRS）第9号と同様に各企業の任意とするべきである。

（理由）

① 再測定額および利益剰余金の性質

包括利益計算書上、再測定額としてその他の包括利益に計上される数理計算上の差異は、各企業が確定給付制度に係る見積り計算を每期、見直した結果として生じ、また、通常、確定給付制度は将来の従業員の確定給付の支払への充當から長期的な運営を志向するものであり、短期的な資産の処分により収益獲得を目指すものではない。

利益剰余金は利益性の剰余金、すなわち、損益計算を経由した当期純利益の累積を表す項目であり、このような性質を有する再測定額が即座に利益剰余金に振り替えられるのは不適切である。

② 他の基準との整合性

IFRS 第9号では、資本の部の構成要素に関する各国固有の制限に鑑み、累計利得または損失の資本の部での取扱いについては特段の規定を設けていな

い。仮に、再測定額としてその他の包括利益に計上される数理計算上の差異が利益剰余金に即座に振り替えられることとなれば、その他の包括利益に計上される項目に係る取扱いが会計基準間で異なる一方、この点について、再測定に係る金額のみが利益剰余金に即座に振り替えられる理由は必ずしも明確ではない。したがって、提案された会計処理によれば、財務諸表利用者の誤解を生じさせる恐れがあり、有用な情報提供とはならない。

質問9および質問12

提案された開示規定の一部は適切ではないと考える。

質問9 (a)

数理計算上の仮定は多岐に渡るため、それぞれの変化の確定給付制度債務および当期勤務費用への影響の開示量は膨大となる。その結果、企業への実務上の過大な負担となる一方で、利用者の理解可能性の阻害要因となることも懸念される。また、感応度分析の作成に使用した方法および仮定は企業の独自設定によるもので、企業間の取扱いのバラつきに繋がるおそれがある。

質問9 (c)

継続企業を前提とした場合、各国の事情が相違することにより、国によっては「昇給の予測の影響を除外して調整した、確定給付制度債務の現在価値」が非現実的な設定となって、開示を行うことで逆に利用者に誤解を与える可能性が発生するため、これを開示することが適当でない国もあることに留意した取扱とすべきである。

質問9 (e)

今後5期間という長期予想の開示は経営者の恣意性の介入の可能性を高めるおそれがある。また、第125K項に「記述的な検討を示さなければならない」とあるが、具体的な内容が不明確であり企業間の対応が相違することが懸念される。

なお、本件については、現行のIAS第19号第120A項(q)における「報告期間後に開始する事業年度中に制度に支払われると予想される拠出についての、雇用の最善の見積り」が直近の将来の企業のキャッシュ・フローについての有用な情報を提供すると考えられる。

質問 12

第 125E 項(c)(ii)および(iii)について、数理計算上の仮定の変化は相互に関係していることから、数理計算上の差異を人口統計上の仮定から生じたものと財務上の仮定の変化から生じたものに分離して開示することは、実務上の負担に対して、利用者へ有用な情報を与えるものではないと考えられる。

以 上